

## 重要事項説明書(訪問看護)

### 1. 事業所の概要

事業所名	公益社団法人地域振興協会 訪問看護ステーションさくら
所在地	長崎県大村市古賀島町133番地22
事業所指定番号	4260590171
連絡先	電話:0957-54-5318
サービス提供地域	大村市(諫早市、東彼杵郡は要相談)

### 2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書による指示を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	3名
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	2名
作業療法士		0名
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	2名
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1名

### 3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで (ただし、祝日及び12月29日から1月3日 まではお休みとさせていただきます)	午前8時30分から 午後5時15分まで

※サービス提供時間は、午前9時から午後5時まで

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外で訪問看護を行っています

※緊急時訪問看護加算      利用する 利用しない

※特別管理加算      利用あり( )

※専門管理加算      利用する 利用しない

### 4. サービス内容

- ① 健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③ 在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

### 5. サービス利用料及び利用者負担    → 別紙参照

金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。

利用者負担金は、サービスを受けた翌月の10日前後に請求書を発行し  
現金でお支払い頂きます。

### 6. 当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日

常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものである。

- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施する。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

7. 秘密保持事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。

#### 8. 緊急時等における対応方法

- ① サービス提供時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、管理者に報告します。主治医への報告が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます
- ② サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに必要な措置を講じます。

#### 9. 災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防水管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年1回定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うものとします。

#### 10. 虐待防止に関する事項

- ① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。
  - (ア) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
  - (イ) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (ウ) その他、虐待防止のために必要な措置

- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

### III. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0957-54-5318
FAX 番号	0957-54-5319
担当者	管理者 増丸浩美
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び長崎県国民健康保険団体連合会等においても苦情申し立て等ができます。

大村市福祉保健課 長寿介護課 月～金曜日 8:30～17:00 （祝日除く）	大村市本町 458 番地2 TEL:0957-20-7301
長崎県福祉保健部 長寿社会課 月～金曜日 8:30～17:00 （祝日除く）	長崎県尾上町 3 番1号 TEL:095-895-2431
長崎県運営適正化委員会 月～金曜日 9:00～17:00 （祝日除く）	長崎市茂里町 3 番 24 号長崎県総合福祉センター2階 TEL:①095-842-6410 ②095-842-6740
長崎県国民健康保険団体連合会 月～金曜日 9:00～17:00 （祝日除く）	長崎市今博多町 8 番地 2 TEL:①095-826-7291 ②095-826-1779

## | 2. 運営法人の概要

事 業 者	公益社団法人地域医療振興協会
代 表 者	理事長 藤来 靖士
所在地・連絡先	〒102-0093 東京都千代田区平河町2丁目16番1号
事 業 所	公益社団法人地域医療振興協会 訪問看護ステーションさくら
所在地・連絡先	〒856-8561 長崎県大村市古賀島町133番地22